## 「吾妻地区健都ふくしま創造推進会」設置運営要綱

(設置)

第1条 「ふくしまし健康づくりプラン2018」に基づき、健康寿命を延伸し、すべて の住民が健やかに暮らせる吾妻地区の実現をめざし、住民総ぐるみで健康づくりを推進 するために「吾妻地区健都ふくしま創造推進会(以下「推進会」という。)」を設置する。

(推進会の役割)

- 第2条 推進会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 吾妻地区の健康課題に関すること
  - (2) 吾妻地区の健康づくりに関すること
  - (3) その他、吾妻地区住民の健康に関すること

(組織)

- 第3条 推進会は、吾妻地区内の地区組織及び関係団体等が選出した者を委員とし組織する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員)

- 第4条 推進会に役員として会長1名、副会長2名、理事若干名を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代 理する。
- 4 理事は、会務の執行を図るとともに、重要な事項の審議にあたる。

(推進会の開催)

- 第5条 推進会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 推進会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 推進会の開催は年1回程度とする。

(役員会)

第6条 役員会は必要に応じ会長が招集し、推進会の運営に関して必要な事項を審議する。

(部会)

- 第7条 本会は必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員若干名をもって構成する。
- 3 部会は、専門的事項について、本会の運営に資するものとする。
- 4 部会に部会長1名を置き、部会議において互選する。
- 5 部会は、必要に応じ開催し、部会長が召集する。
- 6 その他部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 推進会の事務局は吾妻支所、福島市保健所健康推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、令和元年7月25日から施行する。
- この要綱は、令和2年7月31日から施行する。